

令和6年度の取組概要

I 重点取組

- 不祥事防止研修を他人事としないための取組
  - 「原因別分類」6類型を活用した小グループでの研修 ・研修資料の再構成「信頼にこたえる」の改訂
- 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶
  - 「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策の実施
    - ア 教職員への啓発・研修
      - (ア) 「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の周知・啓発
      - 性暴力等防止に向けて研修資料の作成
      - (イ) 初動体制の整備及び管理監督責任の明確化
      - 「初動対応マニュアル」の作成
    - イ 児童生徒等に対する啓発
      - (ア) 学校相談体制の周知 (イ) セクハラアンケートの実施
  - 指導における体罰・不適切な言動等の防止
    - ア 教職員の一体感を高める研修の実施
      - (ア) 「教職員のためのハラスメント対応ブック」の活用・検証
      - (イ) アンガーマネジメントのできる職場づくり
      - (ウ) 複数指導対応に向けた組織体制の改善
    - イ 体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン等の周知 (新規)
    - リーフレット等を使った周知
- 交通事故・事故の削減
  - 交通安全意識を高めるための研修の実施
  - 関係機関等と連携した研修用資料(動画)の作成 (継続)
  - 事故削減研修の活用 (継続)

II 基本取組(R5継続)

- 通報制度・相談体制等
  - 通報制度 (2) 学校相談員 (3) サポートルーム
- 情報共有、啓発・研修
  - 不祥事根絶データベース (2) パソコン起動時メッセージ
  - コンプライアンス通信 (4) 推進月間、強化月間中の研修等
  - 「人権教育の手引き」を活用した自己確認
  - 教職員の私物の端末(スマホ等)の適切な取扱いの徹底
- 外部人材の活用 (1) 臨床心理士 (2) 顧問弁護士
- 内部統制 (1) 内部統制ポータルサイトの活用 (2) 内部監察

取組の評価と課題・分析

I 重点取組

1 不祥事防止研修を他人事としない新たな取組

**評価**

- 「不祥事の原因別分類6類型」の研修は定着しつつある。
- 2年連続で、横領や手当の不正受給などといった、職務義務違反に係る懲戒処分が複数発生した。
- 懲戒処分に至っていないもの、令和6年度、県立学校における情報インシデントが6件発生しており、増加傾向にある(令和6年12月10日現在)。
- 職員間のハラスメントに係る相談が、近年増加傾向にあり、中にはハラスメントに関する認識の違いが一要因となっていることも多い。

**課題・分析**

- 倫理観の欠如
  - 研修資料「信頼にこたえる」のさらなる改善及び各学校の活用を促進する必要がある。【R6 I 1 関係 →R7 I 2 (1) 関係 強化】
- 組織体制の不備
  - 内部統制ポータルサイトの活用や内部監察を強化し、適正な事務執行の確保及び不祥事案の未然防止を図る必要がある。【R6 II 4 関係→R7 I 2 (2) ア関係 継続、ウ 強化】
  - 小グループでの研修等により組織内のコミュニケーションを円滑にし、互いにハラスメントに対する共通理解を持つことで、職員一人一人が働きやすい、風通しのよい職場をつくる必要がある。【R6 I 1 関係→R7 II 3 (1) ア関係 継続】

2 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

(1) 「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策の実施

**評価**

- 児童生徒性暴力等について、毎年複数件の懲戒処分が発生しており、根絶に至っていない。
- 法やSNS使用ルール等の学習不足による事案が多く発生している。
- 近年、警察との連携や被害者への対応等が遅れた事案が発生している。

**課題・分析**

- 学習不足、経験不足
  - 過去10年間の児童生徒性暴力等に係る被処分者を年代的に分析したところ、特に若年層(30歳未満)の教職員において、学習不足、経験不足が原因となった事案が散見された。若年層を対象とした対策を立て、未然防止に努める必要がある。【R7 I 1 (4) 関係 新規】
- 初動体制の不備
  - 令和6年度、児童生徒性暴力事案が発生した際、関係者が児童生徒を守り、教職員等に適切な措置を行えるよう、本年度、県警及び検察庁との連携の下、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」を作成した。教職員一人一人に周知徹底を図る必要がある。【R6 I 2 (1) ア(イ)関係→R7 I 2 (1) ア(イ)関係 強化】

(2) 指導における体罰・暴言等の防止

**評価**

- 「体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン」及び、リーフレット(HPで公表)を作成し、教職員の人権意識の醸成に取り組むとともに、児童生徒や保護者にリーフレットを配布し、体罰・不適切な言動に係る共通理解を図ることで、懲戒処分に至る重大事案が減少する、事案の早期発見につながるなど、一定の効果が得られた。
- 体罰・不適切な言動は、定年間近や再任用の教職員が被処分者となる割合が高い。また、被処分者は同様の行為を繰り返すことが多い。

**課題・分析**

- 旧態依然とした教員の指導
  - 熟年層の教職員や体罰・不適切な言動を繰り返す教職員に対するアプローチが必要である。【R6 I 2 (2) 関係→R7 I 1 (2) 関係 強化、(4) 関係 新規】
- 旧態依然とした組織風土
  - 体罰・不適切な言動は許されないという組織風土を醸成する必要がある。【R6 I 2 (2) イ関係 →R7 I 1 (2) 関係 強化】

3 交通事故・事故の削減

**評価**

- 令和6年度、著しい速度超過4件、人身事故3件(うち死亡事故1件)の懲戒処分がなされている(令和7年1月30日現在)。

**課題・分析**

- 交通三悪撲滅の未達成
  - 研修を繰り返し行い、交通三悪などの自己意思で防止可能な事犯の撲滅に重点的に取り組む必要がある。【R6 3 関係→R7 3 関係 継続】

II 基本取組

1 通報制度・相談体制等

- 近年、通報件数が増加傾向で推移している。迅速かつ適切に対応するための体制強化が必要である。【R6 II 1 (1) 関係→R7 II 1 (1) 関係 強化】
- 公益通報者保護法の観点から、学校における相談者が不利益を被ることがないよう、学校相談員に対する研修を引き続き行う。【R6 II 1 (2) 関係→R7 II 1 (2) 関係 継続】

3 外部人材の活用

- 臨床心理士による原因分析と共有をさらに進めることで、同様事案の発生を抑止につなげる必要がある。【R6 II 3 (1) イ関係→R7 I 1 (3) 関係 強化】

過去の懲戒処分の状況(参考)

●過去の懲戒処分件数

区分		R1	R2	R3	R4	R5
児童生徒等	性暴力等	7	7	2	4	4
	体罰	1			1	2
	不適切な言動	1	1		1	3
職員	わいせつ・セクハラ	1	1			2
	パワハラ等		1			
わいせつ行為			3			
サービス義務違反		1	1	1		3
交通事故犯		10	8	5	5	5
その他		1	1	2	3	1
管理監督責任		1	2	1		1
合計		23	25	11	14	21

令和6年度の状況

●令和6年度懲戒処分(16件)

【令和7年2月末現在】

区分		免職	停職	減給	戒告	合計
児童生徒等	性暴力等	1	1			2
	体罰					
	不適切な言動				2	2
職員	わいせつ・セクハラ		1			1
	パワハラ等					
わいせつ行為						
サービス義務違反		1		2	1	4
交通事故犯			1		6	7
その他						
管理監督責任						
合計		2	3	2	9	16
内訳	小学校	1			2	3
	中学校	1	1	1	3	6
	高校		1	1	3	5
	特支				1	1
	事務局		1			1

令和7年度の取組概要

I 重点取組

教職員一人一人が、「教育に携わる全ての者は、児童・生徒の安全を守り、人格の形成に大きな影響を与えるという極めて重要な職責にある」ことを心に刻み、教職員の自覚と不祥事を起こさせない組織を目指す。

1 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

(1) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策の実施

- ア 教職員への啓発・研修
  - (ア) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の周知・啓発 (継続)
  - 性暴力等防止に向けた研修資料の活用
  - (イ) 初動体制の整備及び管理監督責任の明確化 (強化)
  - 県警・検察庁と連携した「初動対応マニュアル」の周知
- イ 児童生徒等に対する啓発 (継続)
  - (ア) 学校相談体制の周知
  - (イ) セクハラアンケートの実施

(2) 指導における体罰・不適切な言動等の防止

- ア 「教職員のためのハラスメント対応ブック」の活用 (継続)
- イ 体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン等の活用 (継続)
- ウ 体罰アンケート (継続)
- エ 体罰・不適切な言動の防止に向けた教職員研修 (強化)
- (3) 臨床心理士を活用した不祥事対策の検討会の実施 (強化)
  - 臨床心理士による指導助言を取り入れた効果的な不祥事根絶対策の検討会を実施する。
- (4) 不祥事発生状況を踏まえた年代別重点対策 (新規)

2 適正な財務事務執行及び厳正な服務規律確保

- (1) 研修資料の再構成「信頼にこたえる」の活用 (強化)
- (2) 内部統制
  - ア 内部統制ポータルサイトの活用 (継続)
  - イ 情報セキュリティ研修の実施 (継続)
  - ウ 内部監察 (強化)

3 交通事故・事故の削減 (継続)

- 交通安全意識を高めるための研修の実施
  - 研修動画を活用した啓発
  - 事故削減研修の活用

II 基本取組

1 通報制度・相談体制等

- (1) 通報制度の充実 (強化)
- (2) 学校相談員 (継続) (3) サポートルーム (継続)

2 情報共有、啓発・研修

- (1) 「原因別分類」6類型を活用した小グループでの研修 (継続)
- (2) 不祥事根絶データベース (継続)
- (3) パソコン起動時メッセージ (継続)
- (4) コンプライアンス通信 (継続)
- (5) 推進月間、強化月間中の研修等 (継続)
- (6) 「人権教育の手引き」を活用した自己確認 (継続)
- (7) 教職員の私物の端末(スマホ等)の適切な取扱いの徹底 (継続)